

社員行動基準

グランディハウスグループは、「社訓」および「経営理念」を実践し、社会から信頼される企業となるために、ここに役職員の行動基準を定めます。

1. 法令の遵守等

全ての法令および社内規程を遵守することはもとより、社会規範を尊重し、高い倫理観をもって企業活動を遂行する。

2. 公正な取引

取引先と良好な関係構築に努め、公正かつ自由な競争ならびに適正な取引を行い、取引の制限や自由な競争を排除するような不当な行為は行わない。また、政治・行政との健全かつ透明な関係を保ち、贈収賄等の行為は行わない。

3. 公正な情報開示、ステークホルダーとの建設的対話

企業情報を積極的、効果的かつ公正に開示し、企業をとりまく幅広いステークホルダーと建設的な対話を行い、企業価値の向上を図る。

4. お客様との信頼関係

お客様に対して、商品・サービスに関する適切な情報提供、誠実なコミュニケーションを行い、満足と信頼を獲得する。

5. 働き方の改革、職場環境の充実

社員の能力を高め、多様性、人格、個性を尊重する働き方を実現する。また、健康と安全に配慮した働きやすい職場環境を整備する。

6. 適正な会計

会計に関する法令・基準を遵守し、一般に公正妥当と認められた会計原則に従って適正に会計処理と会計報告を行う。

7. 知的財産

自らの知的財産を適切に利用し、その保全に努めるとともに、他社の知的財産を尊重し不正利用などの侵害は行わない。また、自らの知的財産の侵害または不正利用に対しては迅速かつ断固とした措置を講ずる。

8. 情報セキュリティ

個人情報、お客様・取引先等の第三者情報および当社グループ情報等、業務遂行過程において取り扱うすべての情報の適正な管理を徹底する。

9. 反社会的勢力の排除

市民社会や企業活動の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を排除し、これらの勢力による不当要求等に対しては断固として屈せず厳然と対処する。

10. 社会参画と発展への貢献

「良き企業市民」として、積極的に社会に参画し、その発展に貢献する。